

○

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案（仮称）
昭和二十六年文部省厚生省令第一号）（抄）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案（仮称） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

第四条
(略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していける准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであるこ と。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。

四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあつては、八人以上））は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

第四条
(略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していける准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであるこ と。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。

四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 十二 (略)

五 十二 (略)

3
(略)

3
(略)